

ては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者又は電波法(昭和25年法律第131号)の規定による登録点検業者であること。
- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1  
長野県長野建設事務所 総務課  
電話 026(234)9538

## 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成21年3月12日(木) 午前10時  
イ 場所 長野県長野合同庁舎本館 504号会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月6日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月26日

長野県佐久建設事務所長 田中利喜夫

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
平成21年度県単砂防管理事業に伴う通信設備保守点検業務
  - (2) 役務の特質  
入札説明書によります。
  - (3) 履行期間  
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
  - (4) 履行場所  
長野県佐久建設事務所管内
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ## 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者又は電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項の規定

による登録点検業者であること。

- (5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市跡部65-1  
長野県佐久建設事務所 総務課  
電話 0267 (63) 3170

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成21年3月12日(木) 午後2時30分  
イ 場所 長野県佐久合同庁舎 402号会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月5日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要がありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県佐久建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

砂 防 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月26日

長野県長野建設事務所長 田中幸男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
土砂災害監視施設の保守点検業務
- (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間  
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
- (4) 履行場所  
長野県長野建設事務所管内
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去5年以内に同種の保守点検業務の履行実績を有する者、又は電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2第1項の規定による登録点検業者であること。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1 長野県長野合同庁舎  
長野県長野建設事務所 総務課  
電話 026 (234) 9538

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成21年3月12日(木) 午前10時15分  
イ 場所 長野県長野合同庁舎 本館504号会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月6日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

砂防課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成21年2月26日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

生活安全企画課

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
4月8日(水)	午後1時から午後4時まで	木曾会場	木曾郡木曾町日義4898-37 木曾文化公園文化ホール	70名
4月16日(木)	午後1時から午後4時まで	南佐久会場	佐久市下小田切124-1 佐久市コスモホール	80名
4月27日(月)	午後1時から午後4時まで	飯山会場	飯山市大字飯山1436-1 飯山市公民館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書1通にはり、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年2月26日

長野県警察本部長 小谷 渉

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

パーキングチケット発給設備の管理及び手数料徴収業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

別表のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に書き込んでください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号、以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野市内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県警察本部交通部交通規制課

電話 026 (233) 0110 内線 5172

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年3月12日(木) 午後4時30分

イ 場所 長野県庁 西庁舎111号会議室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成21年3月6日(金)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令167条の7条第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要ありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の可否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県警察本部長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(別表)

基番号	パーキング・チケット発給設備設置場所
1	長野市大字鶴賀（問御所）1284番地先（銀座パーキング西）
2	長野市大字鶴賀（問御所）1301番地先（アーバンタワー東）
3	長野市大字鶴賀（問御所）1311番地先（すや治東）
4	長野市大字長野（東後町）5番地先（Cスクウェア西）
5	長野市大字長野（東後町）19番地（柏久西）
6	長野市大字長野（東後町）31番地先（青木商店東）
7	長野市大字長野（大門南）53番地先（吉祥安西）
8	長野市南千歳1丁目7番7号先（リュゾン北）
9	長野市南千歳1丁目8番5号先（イトーハナビシ北）
10	長野市南千歳1丁目9番地先（南千歳公園東）

交通規制課

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、長野県土地開発公社ほか38団体について監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成21年 2月26日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
 同 東方 久 男  
 同 柿 沼 美 幸  
 同 宮 澤 宗 弘

財政的援助団体等の監査の結果に関する報告

1 監査の対象年度

監査は、長野県が財政的援助を行った団体等について、平成19年度執行分を基本とし出納その他の事務の執行について実施しました。

2 監査対象団体の選定方法及び実施期間

監査は、平成19年度に財政的援助を受けた団体等の中から、過去の監査の実施状況等を踏まえ次の基準により39団体を選定し、平成20年11月5日から同年12月19日までの間に実施しました。

- (1) 県から資本金等の4分の1以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 県から1,000万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 県から1,000万円以上の債務保証(借入金の元金又は利子の支払の保証)を受けている団体
- (4) 県から公の施設の管理を委任されている団体(指定管理者)

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により17団体については実地監査を、22団体については書面監査を実施しました。

- (1) 実地監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、監査対象団体に外向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取る等の方法により実施しました。
- (2) 書面監査は、事務局職員による事務調査の結果を踏まえ、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認する等の方法により実施しました。

4 監査の結果

監査対象団体ごとの監査結果は、次のとおりです。

指摘事項は、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行が適切でないものとして改善を指示したものです。

指導事項は、指摘事項に至らないものの、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に留意又は改善を要するものとして、指導し、改善を促したものです。

検討事項は、監査対象事項に係る出納その他の事務の執行に検討を求めたものです。

監査を実施した39団体において、指摘事項は3件(1団体)、指導事項は8件(5団体)あり、監査委員の意見34件(16団体)を添えました。

また、所管部局への指導事項はありませんでしたが、検討事項は1件あり、監査委員の意見8件を添えました。

(1) 実地監査

監査団体名	長野県土地開発公社		NO. 1
団体所在地	長野市大字南長野字幅下667-6 長野県土木センタービル内		
監査年月日	平成20年11月18日	所管部局	企画部
監査対象事項	1 出資金(県出資率100%) 2 貸付金(長野県土地開発基金貸付金) 3 損失補償(長野県土地開発公社借入金債務補償)		19,000,000円 6,363,740,777円 6,360,241,450円
監査結果	指導事項 現金及び預金明細表の作成 土地開発公社経理基準に基づき様式第1号の現金及び預金明細表を作成し、その中に現金、預金及び有価証券の口座等を明記してください。		
意見	1 改革基本方針と債務超過の解消 「長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)」(平成20年1月18日)において、「団体の廃止」(改革実施プランは平成24年度に解散)から「事業の縮小」(機能は存続)とされました。また、県との「産業団地の分譲に関する協定書」(平成19年3月31日)により、産業団地の時価と簿価の差額(減損見込額)について公社の負担は産業団地等分譲損失引当金の取崩しをもって終了するものとされました。 これらにより、簿価ベースで108億1,827万余円の産業団地を公社が平成24年度以降も継続保有可能となるとともに、時価55億5,688万余円との差額である52億6,139万余円の減損見込額について公社が負担しないことから公社における債務超過状態は解消されましたが、今後も減損見込額は増加が予想され、県が負担すべき額の増加が懸念されます。長期保有土地の処分について分譲を担当する所管部局と早期に協議してください。 2 産業団地に係る金利負担の軽減 産業団地に係る借入金の削減を行い金利負担の軽減が図れるよう資産運用の見直しを検討してください。 3 販売努力の継続 新幹線代替地の処分が残り1区画となりましたので、引き続き販売努力を行ってください。 4 減損損失の注記 平成19年度損益計算書の特別損失に本社ビル敷地の減損損失を1億4,110万余円計上しましたが、翌年度以降も減損損失の内訳、時価の算定方法等を注記してください。		

監査団体名	松本空港ターミナルビル 株式会社		N O . 2
団体所在地	松本市大字空港東8909		
監査年月日	平成20年11月5日	所管部局	企画部
監査対象事項	1 出資金(県出資率 50.5%) 2 貸付金(長野県地域総合整備資金貸付金)		250,000,000円 8,240,000円
監査結果	<p>指導事項 定款変更の実施 平成18年5月の会社法の施行により、従前の商法上の制度の廃止や用語の変更等が行われています。次の事項について不備がありますので、それぞれの規定に従い定款変更を行ってください。</p> <p>1 「株券の発行の有無」について明記されていません。 2 株主を確定する手段が基準日制度に一本化されましたが、変更されていません。 3 用語の変更がされていません。 (1) 5条の「発行する株式の総数」を「発行可能株式の総数」へ (2) 9条、25条等の「決算期」を「事業年度」へ (3) 16条の「残任期間」を「任期満了時まで」へ (4) 26条の「配当金の分配、除斥期間」を「剰余金の配当等」へなど</p>		
意見	<p>1 改革基本方針と事業の活性化 「長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)」(平成20年1月18日)において、県関与の見直し(筆頭株主として県が事業活性化の責任を果たした上で、将来的には県の関与を見直す。)とされています。航空機利用者の減少傾向に加え、航空会社及びテナントの賃貸料減額を余儀なくされるなど経営を取り巻く環境は年々厳しさを増していますので、引き続き県と一体となってイベントを開催するなど事業の活性化に努めてください。</p> <p>2 会社法で定める計算書類の整備 県は、発行株式の過半数を有し代表取締役には副知事が就任しており、また、空港管理事務所及び交番の賃貸料を2,326万余円支出しています。県との取引関係について、会社法が定める「関係会社との取引の注記」や「関連当事者との取引に関する注記」等により計算書類へ記載し、インターネットで公開してください。</p> <p>3 経営趣旨を踏まえた賃貸料の見直し等の検討 経営を取り巻く環境は年々厳しさを増していますが、平成20年3月期決算の経常利益は1,937万余円で法人税等を856万余円納税しています。また、利益剰余金は1億6,829万余円に達しています。公益性を重んじる第3セクターとしての経営趣旨を踏まえ賃貸料の見直し等を検討してください。</p>		

監査団体名	学校法人 荒井学園		N O . 3
団体所在地	長野市大字鶴賀七瀬中町173		
監査年月日	平成20年11月19日	所管部局	総務部
監査対象事項	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金) 1 長野あけぼの幼稚園 2 古牧あけぼの幼稚園		52,264,000円 22,703,000円 29,561,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	学校法人 青い鳥学園		N O . 4
団体所在地	松本市大字寿豊丘606-1		
監査年月日	平成20年12月3日	所管部局	総務部
監査対象事項	補助金(私立幼稚園教育振興費補助金)		44,563,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	社会福祉法人 長野県社会福祉協議会		NO. 5
団体所在地	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター内		
監査年月日	平成20年11月12日	所管部局	社会部
監査対象事項	1 補助金 (1) 社会福祉活動振興事業補助金 (2) 生活福祉資金貸付事業補助金 2 貸付金(同和地区福祉資金貸付金)		189,812,704円 149,265,704円 40,547,000円 40,411,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	<p>1 生活福祉資金の有効活用 生活福祉資金は、平成19年度末現在、12億余円の貸付原資に対し貸付残高は6億余円にとどまっています。この貸付けは、セーフティネットとしても位置付けられていますので、貸付原資の有効活用に努めてください。</p> <p>2 同和地区福祉資金貸付金の適切な管理 償還免除規定が整備されていませんので、関係部局と連携を図りながら早期に整備し、適切な債権管理に努めてください。</p>		

監査団体名	財団法人 長野県健康づくり事業団		NO. 6
団体所在地	長野市稲里町田牧206-1		
監査年月日	平成20年11月12日	所管部局	衛生部
監査対象事項	補助金(健康づくり事業団運営費等補助金)		81,528,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	<p>1 長野県健康づくり事業団中期経営計画(平成20年3月策定)の見直しと着実な実行 県の計画によると健康づくり事業団運営費等補助金は平成21年度から年々減少し平成24年度交付予定額は4,195万余円であり、平成26年度をもって終了とされています。しかし、同中期経営計画の「一般会計収支予測」では平成21年度から24年度まで各年度8,041万余円の県費補助金収入を見込んでいます。県の計画との整合が図られていませんので、収支予測を見直してください。</p> <p>また、結核予防法の改正により平成17年度から検診対象年齢が19歳以上から65歳以上に引き上げられたため、結核検診者は大幅に減少しています。もう一方の柱である胃検診についても受診者数が年々減少しているため、事業収入が減収になり経営状況は一段と厳しさを増しています。このため、同計画における新規事業の展開も含めた増収対策、組織改革、職員の意識改革等の経営改善計画(目標)を着実に実行し、安定した経営基盤の確立と事業運営の効率化に努めてください。</p> <p>2 財務諸表等の改善 財務諸表等は「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)等に基づき作成されていますが、次のとおり不備な事項がありますので改善してください。</p> <p>(1) 「指定正味財産」が区分されていません。</p> <p>(2) 重要な会計方針の注記に退職給与引当金の記載がありません。また、退職給与引当預金は退職給与引当金を8,005万余円上回っています。</p> <p>(3) 総括表に「他会計からの繰入額700万円」の記載はありますが、これに対応する「他会計への繰出額」及び「内部取引消去」の記載がありません。</p>		

監査団体名	社団法人 長野市医師会		NO. 7
団体所在地	長野市若里7-1-5		
監査年月日	平成20年12月17日	所管部局	衛生部
監査対象事項	補助金(看護師等養成所運営費補助金)		21,049,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		

監査団体名	財団法人 長野県中小企業振興センター		N O . 8
団体所在地	長野市中御所字岡田131-10		
監査年月日	平成20年11月18日	所管部局	商工労働部
監査対象事項	1 出資・出捐金（県出資・出捐率 87.2%） (1) 設備貸与事業出資金 (2) 情報化基盤整備基金出捐金 (3) 草の根創業支援基金出捐金 2 補助金 (1) 中小企業振興センター運営費補助金 (2) 中心市街地商業活性化推進事業費補助金 3 負担金（海外事務所運営事業負担金） 4 貸付金 (1) 長野県中小企業高度化資金貸付金 (2) 小規模企業者等設備導入資金貸付金	362,000,000円 5,000,000円 300,000,000円 57,000,000円 372,640,527円 369,640,527円 3,000,000円 22,959,000円 4,588,055,083円 4,500,000,000円 88,055,083円	
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	1 改革基本方針の実行 「長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(改訂版)」(平成20年1月18日)において、県の関与の抜本的な縮減から必要な県関与の継続とされ、平成20年度から産業振興戦略プラン(平成19年3月策定)により増加する事業を実施するため県職員を派遣することとされました。県の中小企業振興施策の中核を担う団体として改訂の趣旨を踏まえ、実効性のある事業実施に努めてください。 2 設備貸与事業剰余金の有効活用 設備貸与事業は平成16年度から貸付けを休止しており、平成19年度末現在、一般正味財産は13億余円となっています。このうち地域産業活性化基金へ5億円を貸し出していますが、引き続き設備貸与事業貸付金も償還され、剰余金の増加が見込まれますので、中小企業のための事業に有効活用されるよう検討してください。		

監査団体名	財団法人 飯伊地域地場産業振興センター		N O . 9
団体所在地	飯田市上郷別府3338-8		
監査年月日	平成20年11月6日、12月18日及び19日	所管部局	商工労働部
監査対象事項	1 出捐金（県出捐率 29.4%） 2 交付金（元気づくり支援金）	17,000,000円 2,914,000円	
監査結果	指摘事項 1 新公益法人会計基準の実施 「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)による会計基準により、正確な財務諸表を整備してください。 2 会計規程の整備 新公益法人会計基準の実施に必要な会計規程等の整備をしてください。 3 理事会、評議員会機能の整備、運用 (1) 理事会の決定に従って基本財産の運用を行ってください。 (2) 引当資産の取崩し内容を明確にし、理事会で決定してください。 (3) 理事会と評議員会が毎回一堂に会し開催されていますが、評議員会の独立性を確保するため、評議員のみによる会議の機会を設けてください。		
意見	組織体制の整備 業務実態に合った人事発令を行い、事務局内の指揮命令系統を明確にしてください。		

監査団体名	財団法人 塩尻・木曾地域地場産業振興センター		N O . 10
団体所在地	塩尻市大字木曾平沢2272-7		
監査年月日	平成20年11月5日	所管部局	商工労働部
監査対象事項	1 出捐金(県出捐率 33.2%) 2 貸付金(中小企業高度化資金貸付金)		10,000,000円 564,500,000円
監査結果	<p>指導事項</p> <p>1 財務規程の改定 償却資産は、平成7年度決算から定率法ではなく定額法により減価償却しており、また、手持ち現金の保有額の実状は保有限度額を超えています。現状を踏まえ財務規程を改定してください。(第30条 手持ち現金 第38条 減価償却)</p> <p>2 財務諸表等の改善 財務諸表等は「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ)等に基づき作成されていますが、次の事項について改善してください。</p> <p>(1) 「指定正味財産」及び「一般正味財産」に区分されていません。</p> <p>(2) 「基本財産及び特定資産の財源等の内訳」、「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」等の注記が記載されていません。</p> <p>(3) 収支計算書は、「事業活動収支の部」、「投資活動収支の部」及び「財務活動収支の部」に区分されていません。</p>		
意見	<p>見 県中小企業高度化資金借入金の返済条件 県からの平成4年度中小企業高度化資金借入金については、残高が2億66万余円あります。平成26年までの分割返済が条件ですが、平成13年度から平成19年度まで7年間続けて返済を繰り延べしており、約定通りの返済は困難な状況です。返済可能額を考慮した返済期限延長等の条件変更が急務です。</p>		

監査団体名	長野県中小企業団体中央会		N O . 11
団体所在地	長野市中御所字岡田131-10		
監査年月日	平成20年11月13日	所管部局	商工労働部
監査対象事項	補助金(中小企業連携組織対策事業補助金)		197,750,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	<p>見 1 改正組合法及び改定会計基準の指導徹底 平成19年4月1日に「中小企業等協同組合法」及び「中小企業等協同組合法施行規則」が改正されました。その内容は、会社法及び会社計算規則をベースに新設されたものが多く、決算関係書類は改定された「中小企業等協同組合法会計基準」により作成することとされています。会員への指導徹底に努めてください。</p> <p>2 会計処理の見直しと決算関係書類等の公開 当団体が作成する決算関係書類については、定められた会計基準はありませんが、財務状況が分かる決算書類の作成や公表が求められていることから次のとおり会計処理を見直すとともに決算関係書類等をインターネット上に公開してください。</p> <p>(1) 現状に合った会計規程が整備されていません。</p> <p>(2) 財産目録に保証金300万円が含まれていません。</p> <p>(3) 会計方針等の注記がありません。</p> <p>(4) 基本財産として特定すべき資産が計上されていません。</p> <p>(5) 事業活動(経常)収支を明確にする収支決算書の様式を検討してください。</p>		

監査団体名	株式会社 長野協同データセンター		N O . 12
団体所在地	長野市大字安茂里1089		
監査年月日	平成20年11月13日	所管部局	商工労働部
監査対象事項	出資金(県出資率 30.0%)		30,000,000円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	<p>見 経営の安定化 黒字化に向けた再建計画を策定するとともに、主にパソコンの情報処理において高度な技術を有する障害者が健常者と共に働ける労働環境を提供し、単年度黒字決算を達成されました。</p> <p>今後も重度障害者の多数雇用モデル企業として、働く意志と能力のある障害者の雇用を維持拡大するとともに、累積赤字を減少させ、営利企業として経営の安定化に努めてください。</p>		

監査団体名	長野県土地改良事業団体連合会		N O . 13
団体所在地	長野市大字南長野字宮東452-1 長野県土地改良会館内		
監査年月日	平成20年11月6日	所管部局	農政部
監査対象事項	補助金		174,424,422円
	1 土地改良総合整備事業補助金		4,000,000円
	2 土地改良施設維持管理適正化事業補助金		106,560,000円
	3 基幹水利施設管理技術者育成支援事業補助金		18,150,000円
	4 水土保全強化対策事業補助金		14,940,000円
	5 土地改良負担金償還平準化資金利子補給金		2,027,922円
	6 土地改良負担金償還助成事業助成金		28,746,500円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	<p>1 決算報告・事業報告等の情報公開 情報公開の規程により、公開要求への体制は整っていますが、インターネットへの財務諸表等の公開についても検討してください。</p> <p>2 土地改良施設維持管理適正化事業補助金等の正味財産増減計算書への記載 土地改良施設維持管理適正化事業補助金、土地改良負担金償還平準化資金利子補給金及び土地改良負担金償還助成事業補助金については収支計算書に記載されていますが、通過金(収益と費用が同額)のため正味財産増減計算書には記載されていません。整合が図られていませんので検討してください。</p> <p>3 中期経営計画の着実な推進 土地改良事業の減少により、当連合会の経営環境は厳しい状況にあります。 平成20年2月に理事会で決議された中期経営計画の着実な推進により、事業量に見合った経営基盤の確立を図るとともに市町村や土地改良区からの技術的支援要請に十分応えられる組織体制の強化を図ってください。</p>		

監査団体名	社団法人 長野県林業公社		N O . 14
団体所在地	長野市中御所字岡田30-16 長野県林業センタービル内		
監査年月日	平成20年11月11日	所管部局	林務部
監査対象事項	1 出資金(県出資率100%)		68,000,000円
	2 補助金		272,030,026円
	(1) 森林造成事業補助金		251,554,000円
	(2) 野生鳥獣総合管理対策事業補助金		10,347,600円
	(3) 長野県林業公社事業補助金		36,811,337円
	(4) 森林整備合理化計画推進事業補助金		8,780,658円
	3 貸付金(長野県林業公社造林貸付金)		13,381,598,742円
	4 損失補償(造林資金借入金損失補償)		9,683,205,325円
監査結果	指摘事項等はありませんでした。		
意見	<p>1 経営改善集中実施プラン(平成20年1月策定)の着実な実行 平成20年3月末現在、297億余円に上る累積債務となっています。この債務縮減のため、収入間伐の積極的な実施や分収率の見直し等を内容として策定された同プランにおいては、契約満了時(平成88年度)の債務残高は27億円で、平成16年9月に予測した63億円から36億円減少しています。経営改善計画(目標)を着実に実行することにより、効率的かつ集中的に経営改善と森林整備を推進してください。</p> <p>2 会費の徴収 前回の監査でも意見を付しましたが社員から会費を徴収していません。社員の多くが市町村で造林・育林契約の相手方であり、また、分収率の見直しの契約変更に協力していただいている状況は理解できます。しかし、社団法人の根幹となる会費を負担することにより公社の経営に参画しているという認識が醸成されることが期待できますので、公益法人制度改革(公益法人改革関連法の施行)への対応を踏まえ、会費の徴収について検討してください。</p>		